

的に改善を望む事項について、「自由来館で遊べるスペースの拡大」が32.0%と最も多くなっている。また、乳幼児親子自由来館者が不満に感じている点について、「小学生の夏休みなど利用しづらい」が44.5%と最も多くなっている。(参考資料2 p.46、p.55)

・国の通知<sup>\*</sup>により、専用区画は体を動かす遊びや活動を行う場とは区分する旨の技術的助言が発出されているが、仙台市では遊戯室の一部面積を専用区画に算入している。遊戯室を居室として使用しているため、体を動かす遊びや、遊び場としての自由来館を制限せざるを得ない場合がある。

※平成26年5月30日付雇児発0530第1号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」

図表12 児童クラブ専用区画への面積算入割合

居室	算入割合
児童クラブ室	100%
集会室、図書室、遊戯室、創作活動室	60% <sup>※1</sup>
サテライト室	80% <sup>※2</sup>

※1 自由来館者相当分を除いた算入割合

※2 事務スペース及び静養スペース相当分を除いた算入割合

#### 今後の方針

- ・今後新しく整備・改築する児童館、サテライト室より面積基準(1.65 m<sup>2</sup>/人)の拡大を検討していく。
- ・また、今後新たに整備する児童館については、遊戯室を専用区画に算入せず、遊戯室は体を動かす場所や自由来館で使用できる場所とする。

### (3) 落ち着いて過ごせるスペースの確保

#### 課題分析

- ・児童クラブには、生活の場として、子どもが団らんや休息等のためゆったりとくつろげるスペースや、おやつや食事、自主的な学習活動が落ち着いてできるスペース、体調の悪い時に静養できるスペース等を確保することが求められる。
- ・仙台市では、児童館本館、サテライト室に静養スペースを設けることとしているが、登録児童数等の状況から、サテライト室を中心に十分なスペースを確保できていない場合がある。
- ・児童クラブ利用児童が児童クラブについてよくないと感じていることについて、「まわりがうるさくておちつかない」(30.4%)が、「とくにない」(42.0%)を除くと最も多くなっている。また、児童クラブへの要望について、「しづかにすごせるスペースがほしい」が42.0%と2番目に多くなっている。(参考資料2 p.6、p.8)

#### **今後の方針**

- ・児童クラブの実施箇所ごとに、工夫して空間を区切るなどの対応を含め、静養スペースを確保する。また、児童の意見を取り入れながら、居室ごとに、休む部屋、自主学習の部屋、カード遊びなどをする部屋、体を動かす遊びをする部屋など役割を分け使用する。

### (4) Wi-Fi 環境、防犯カメラ整備

#### **課題分析**

- ・仙台市では、教育に関する ICT 環境の整備の一環として、児童生徒 1 人 1 台端末 (Chromebook) を導入しており、小学校において、情報端末を活用して宿題が課されるなど、家庭での利用が進んでいる。そのため、生活の場でもある児童クラブにおいても、1 人 1 台端末を使用して宿題等の学習活動に取り組めるよう、Wi-Fi 環境の整備が必要となっている。令和 4 年度には児童館 5 館でモデル事業を実施し、学校との調整や 1 人 1 台端末の取扱いのルールの整理等を行った。
- ・児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望について、「宿題をするためクロームブックが使えるようにしてほしい」が 44.2% と最も多くなっている。(参考資料 2 p.8)
- ・児童館では児童の安全の確保が求められており、安全安心な利用のための施設設備面における防犯対策として、全館への防犯カメラの設置が必要となっている。

#### **今後の方針**

- ・生活の場として、児童が 1 人 1 台端末を活用した学習活動に取り組めるよう、すべての児童クラブ実施箇所に Wi-Fi 環境を順次整備する。
- ・児童の安全の確保のため、防犯カメラを順次設置する。

### (5) 全居室へのエアコン設置

#### **課題分析**

- ・平成 23 年度以降、児童クラブ室以外の児童の居場所となる集会室、図書室、創作活動室、遊戯室及びサテライト室へのエアコンの整備を開始し、児童の利用状況や建物の形状、大規模改修の予定年次などを勘案しながら、整備を進めている。令和 5 年 4 月 1 日現在、遊戯室を除く主要な諸室にはエアコン設置が完了しており、未設置は遊戯室 70 室となっている。(令和 5 年度に 7 館設置予定)
- ・暑さ対策として、冷風機や大型扇風機の配備などの対策のほか、熱中症予防のため、児童の体調確認や水分補給の声掛け、見守り等を行っているものの、多くの児童が夏休み期間を過ごす児童館の遊戯室には、熱中症予防や遊び場の確保の観点から早急なエアコン設置が必要となっている。

#### **今後の方針**

- ・遊戯室へのエアコン未設置の児童館について、令和 8 年度中の全館設置を目指し、集中的に整備を進める。
- ・併せて、児童館の中でも遊戯室の面積比率が高く、特に緊急性の高い館については、令和 6 年夏までに、応急的にリース機器を設置する。

## (6) 行事・イベントの充実

### 課題分析

- ・児童館では、小学生を対象とした工作や昔遊び、野外活動、季節ごとのイベントなど行事を定期的に開催し、様々な遊びや体験、交流を通じた健全育成を図っている。また、乳幼児親子を対象に、絵本の読み聞かせやリズム遊びなどの行事を行い、参加者同士が交流できる場を設け、子育て家庭の交流を促進している。
- ・児童館を利用している小学生の保護者が、優先的に改善を望む事項について、「行事・イベントの充実」が18.0%と2番目に多い。また、乳幼児親子自由来館者が、児童館に改善を望む事項について、「行事の充実」が31.0%と2番目に多くなっており、児童館利用者が行事・イベントの充実を望んでいる現状がうかがえる。(参考資料2 p.46、p.60)

### 今後の方針

- ・子どもや子育て家庭の意見を取り入れながら、児童館における行事・イベントを充実させ、子どもが様々な活動に自発的に取り組めるようにしたり、子育て家庭の孤立化の防止を図る。

## 2 多様性の尊重・子育て家庭を支える地域の拠点

### (1) 子育て支援室の整備・職員の配置

### 課題分析

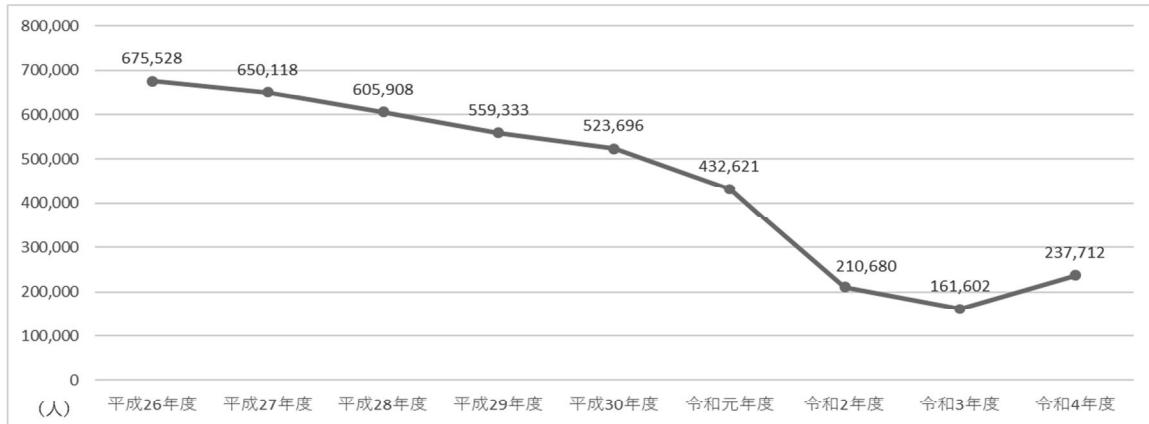
- ・児童館は子育て家庭支援機能を有し、親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成などにより、子育て家庭の支援を行っている。乳幼児親子の自由来館については、平日9時から18時、土曜日9時から17時に受入れを実施し、週1回程度、絵本の読み聞かせやリズム遊び等の乳幼児親子を対象とした行事を行っている。
- ・また、令和2年4月から、乳幼児親子向けの専用室として、地域子育て支援室を10館<sup>\*</sup>に設け、①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進、②子育てに関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などの事業を行っている。

※台原・小松島・吉成・新田・荒町・長町・東四郎丸の各児童館及び松陵・住吉台・虹の丘の各児童センター

- ・乳幼児親子自由来館者数は令和3年度まで減少傾向にある。減少の要因としては、令和元年度までは、児童クラブの受入れ学年を順次拡大するなど児童クラブ登録児童が増加し、児童館のスペース面などで児童クラブが中心となったことが考えられる。また、令和2年度以降の急激な減少は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自由来館を休止・制限していたことによるものである。(図表13)
- ・令和4年7月より自由来館を全面再開したが、児童クラブ専有割合の増加等により、自由来館時間が限定されたり、長期休業期間中など利用しづらい状況となっており、コロナ禍以前と比べ自由来館者は少ない状況である。

- ・乳幼児親子自由来館者が、利用する児童館へ子育て支援室を設置してほしいと思うかについては、「思う」が47.7%と最も多くなっており、一定のニーズがあることがうかがえる。(参考資料2 p.57)

図表13 乳幼児親子自由来館者数の推移



※令和2年3月から令和4年6月まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自由来館の休止期間あり。

#### 今後の方針

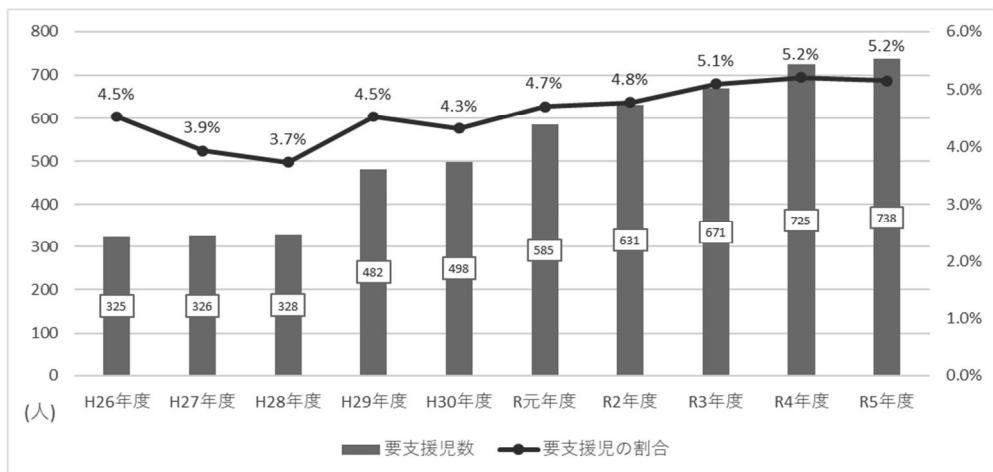
- ・保育所等地域子育て支援センター※の設置状況等を踏まえながら、新改築する児童館への子育て支援室の設置を検討する。  
※子育て支援室同様、保育所及び認定こども園において子育て相談や子育て家庭の交流の場の提供を行っており、市内27か所（公立10か所、私立17か所）にて実施。
- ・また、今後新たに整備する児童館については、遊戯室を児童クラブ専用区画に算入しないこととし、乳幼児親子利用スペースを拡大する。

#### (2) 要支援児への対応強化

##### 課題分析

- ・平成26年度と比べ要支援児数が2倍以上に増加するとともに、児童クラブ登録児童数に占める要支援児の割合も増加傾向にある。(図表14)
- ・要支援児対応に関しては、各児童クラブの要支援児数に応じて、職員を追加で配置している。(図表15)
- ・また、平成30年度より、他職員への要支援児対応等に関する指導・補助、学校や放課後等デイサービス事業者など他機関との連携等の役割を担う人材を養成することを目的に、児童館特別支援コーディネーター養成研修を実施し、各館1名程度配置している。
- ・要支援児対応においては専門的知識・技術が求められるものの、加配職員が非常勤職員であるため、職員の確保が困難である。また、採用後も、要支援児への個別の配慮など負担が大きく、雇用形態と職責との乖離により定着が難しい状況となっている。

図表 14 要支援児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年度 5月 1日時点）



図表 15 要支援児対応職員の加配基準（令和 4 年度までの基準）

要支援児数	3～6人	7～10人	11～14人	15～18人	19～22人	23人以上
加配職員(非常勤職員)	1人	2人	3人	4人	5人	6人

資料：仙台市児童クラブ要支援児登録事務取扱要領

### 今後の方針

- ・要支援児対応職員の確保、定着を図るため、要支援児対応の加配職員のうち 1 名を常勤職員とする。（令和 5 年度より実施）（図表 16）

図表 16 要支援児対応職員の加配基準（令和 5 年度からの基準）

要支援児数	3～6人	7～10人	11～14人	15～18人	19～22人	23人以上
加配職員	常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
	非常勤職員	-	1人	2人	3人	4人

資料：仙台市児童クラブ要支援児登録事務取扱要領

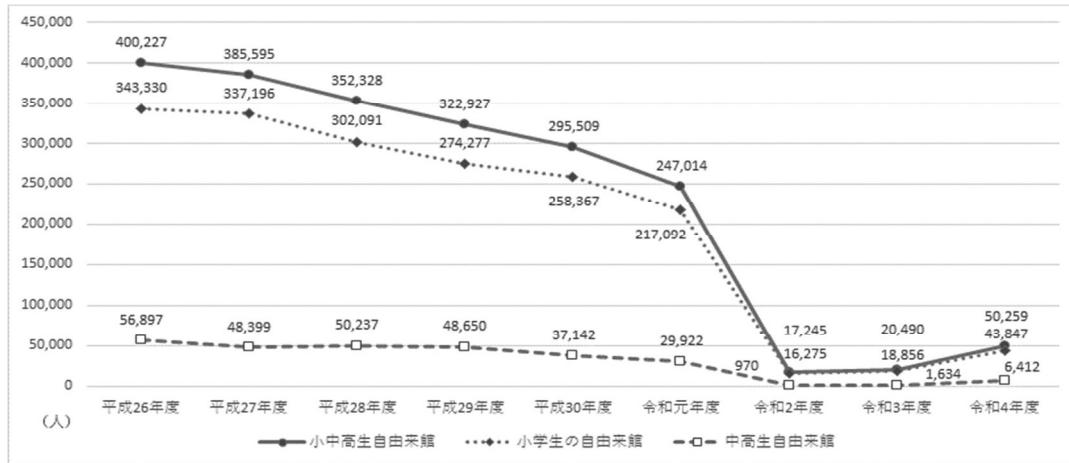
## (3) 中高生等の自由来館の促進

### 課題分析

- ・児童館は、18 歳未満のすべての児童を対象としており、自由来館児童への遊び場の提供に加え、遊びの指導や行事等を通して児童の健全育成を図る、児童健全育成機能を持つ施設である。
- ・小中高生の自由来館については、平日 9 時から 18 時、土曜日 9 時から 17 時で受入れを行っている。また、中高生が夕方の時間帯に優先的に遊戯室を使用して遊ぶことのできる「中高生タイム」を設けている児童館が多い。
- ・児童クラブ登録児童の急増や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、小中高生の自由来館者は減少傾向にある。中でも中高生は、自由来館者数が非常に少なくなっている。（図表 17）

- ・中高生の自由来館者が児童館に望む事項については、「中高生が主体の行事・企画の充実」が33.3%と二番目に多く、児童館を利用していない中高生においても、児童館がどのようなところだったら利用したと思うかについては、「中高生が主体の行事・企画が充実している」が34.1%となっている。(参考資料2 p.68、p.70)

図表17 小中高生自由来館者数の推移（各年度5月1日時点）



### 今後の方針

- ・中高生が主体的に企画運営する行事の実施や、ボランティア・職場体験の受入れなど、中高生が児童館に関わる機会を増やしていく。
- ・また、小中高生を対象とした行事等の好事例を運営団体へ展開し、内容の向上や充実化を図る。
- ・今後新たに整備する児童館については、遊戯室を児童クラブ専用区画に算入せず、自由来館で使用できる場所とする。

## (4) 地域交流推進機能の充実

### 課題分析

- ・児童館は地域交流推進機能を有し、児童館運営懇談会や小学校の学校運営協議会等を通じ、町内会や子ども会などの地域団体と連携体制を構築している。また、子育て支援クラブへ活動場所を提供するなど、児童の健全育成を図る団体の活動を支援している。
- ・さらに、行事や昔遊び伝承の講師に地域の方を招いたり、町内会が主催するコミュニティまつりと児童館まつりを共同で開催する等の連携を実施するとともに、地域の商店街や史跡、農園訪問など地域資源を活用した児童の体験活動を実施している。
- ・しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大によって交流の機会が減少するなど、地域とのつながりが希薄化傾向にある。コロナ禍においては、行事を行う場合に人数制限を設けるなど、地域の人材資源に支えられてきた行事や活動に制約が生じていた。

### 今後の方針

- ・コロナ禍以前からの地域との顔の見える関係を継続するとともに、行事等を通じた地域との連携・協力体制の強化を図る。行事については、各児童館における地域交流の好事例を運営団体に展開し、内容の向上や充実化を図る。
- ・また、児童館だより等を通じ町内会や地域団体へ児童館情報を発信し、地域の児童館への理解を深める。

## 3 持続可能な児童館・児童クラブ運営・児童の育ちを支える人材

### (1) 職員体制の強化、処遇改善

#### 課題分析

- ・児童クラブ登録児童数の増加に伴い、4 単位以上の大規模な児童クラブが増加し、児童クラブ全体のおよそ 3 割を占めている。(図表 18)
- ・支援の単位に応じ職員を追加配置しているが、児童数が多いことにより児童の健康管理や保護者対応等の業務が増加し、とりわけ、複数サテライトの管理や職員の増加による職員管理、シフト調整等館長業務の増大が課題となっている。
- ・また、放課後児童支援員は、保育士等の資格要件があるが、給与水準が低くなっている。(図表 19)
- ・仙台市では、放課後児童支援員の確保、定着を図るため、国の処遇改善に係る子ども・子育て支援交付金を活用し、放課後児童支援員の処遇改善を実施している。(図表 20)
- ・児童クラブの受入れが放課後からであることや、児童の登録状況により必要な職員配置数が変動すること等により、有期の非常勤職員での雇用が多い。
- ・そのため、職員の採用が進まなかったり、定着しにくい状況となっている。

図表 18 令和 5 年度単位数ごとの児童クラブ数（令和 5 年 4 月 1 日時点）

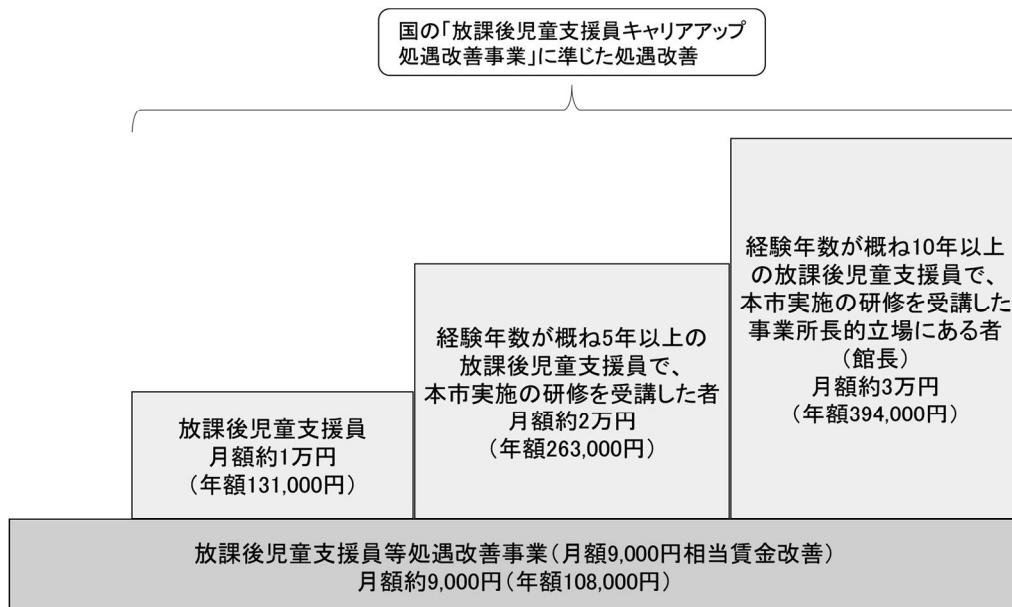
	1 単位	2 単位	3 単位	4 単位	5 单位	6 単位	7 単位	計
児童クラブ数	6	40	35	18	10	0	3	112
4 単位以上の児童クラブ数				31				

図表 19 放課後児童支援員の給与（年額（手当・一時金込）（全国平均）（令和 4 年 3 月時点）

支給方法	勤務形態	全体	公設民営
月給の者	常勤	290.0 万円	304.6 万円
	非常勤	156.3 万円	127.5 万円
時給の者	常勤	141.0 万円	140.8 万円
	非常勤	99.6 万円	95.1 万円

資料：放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）

図表 20 仙台市の放課後児童支援員の処遇改善（イメージ図）



### 今後の方針

- ・児童クラブの大規模化に対しては、大規模児童クラブにおいて増大している業務が主に館長業務であるため、館長を補佐する人員の配置や一部児童クラブの分割等を検討する。
- ・放課後児童支援員の処遇に関しては、人材の確保・定着を図るため、給与の底上げを図る処遇改善や、経験年数や職責等に応じたさらなる処遇改善により魅力的な雇用環境の整備を目指す。
- ・また、職員の配置基準や加配の基準の見直しにより、常勤職員の割合の改善を検討する。

## (2) 児童の健全な育成を支える人材育成

### 課題分析

- ・児童館・児童クラブの運営については、国においてそれぞれ、「児童館ガイドライン」、「放課後児童クラブ運営指針」を策定しており、仙台市と児童館の管理運営団体が締結している協定における児童館管理業務仕様書において、児童館の管理に当たってはこれらを遵守するものと定めている。
- ・市においては、児童館等の職員に必要な資質の向上を目的として、児童館等職員研修を年10回程度実施している。
- ・児童館職員には、「児童館ガイドライン」で示されている職務を遂行することはもちろん、福祉的課題への対応など期待される役割は年々大きくなっている。また、コロナ禍において、自由来館を休止、制限したことにより、職員が乳幼児親子や中高生の対応等の経験を十分に積むことができないという課題も生じたところである。
- ・児童クラブにおける放課後児童支援員の資格は、保育士や教員等の資格を有する者が、都道府県等が行う認定研修を修了することで取得できるものである。当該研修に

より、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を習得するが、資格取得から一定期間を経過した職員に対しては、「放課後児童クラブ運営指針」など、児童クラブ事業の目的や役割、基準などの基本的な事項を再確認する必要がある。

- ・また、大規模児童クラブを中心に、日・時間によって単位を構成する児童が変動することや、放課後児童支援員のシフト制のため支援員が入れ替わる状況がある。

#### 今後の方針

- ・国の「児童館ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」などに沿った児童の健全な育成を支える職員の研修の充実等により人材育成を推進する。
- ・これまで以上に、放課後児童支援員が個々の児童と信頼関係を築きながら、それぞれの児童の発達の特徴や児童同士の関係を踏まえた支援ができるよう、職員体制のあり方や支援員の関わり方等について検討する。

### (3) 保護者負担金の適正化

#### 課題分析

- ・仙台市の現在の保護者負担金額や減免制度、保護者負担金に係る歳入等の状況等は下表のとおりである。(図表 21-23)
- ・児童クラブにおける保護者負担について、国は「保護者が基本的な運営経費の 2 分の 1 を負担する」という考え方を示しており、残りの 2 分の 1 を、国、県、市が 3 分の 1 ずつ負担することとしている。国の考え方及び市の基本的な運営経費の負担割合は下表のとおり。(図表 24)
- ・また、児童クラブ事業における経費区分の考え方は下表のとおりであり、施設整備費等のイニシャルコストや、ランニングコストのうち要支援児対応に係る費用や放課後児童支援員の処遇改善費は国、県、市で負担すべきものであり、基本人件費など運営に係る経費等は、保護者に一部負担を頂き、保護者負担金を充当することができる。(図表 25)
- ・全国の公設民営の児童クラブの平均月額利用料（令和 3 年度）は 6,540 円※である。また、他の政令指定都市と比較すると低額となっている。

※延長料金や減免等を含まない（出典：放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査（みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社））

図表 21 保護者負担金

利用区分	利用時間帯	負担金額（月額） ※児童 1 人当たり
基本利用分	平日……………放課後から午後 6 時	3,000 円
	土曜日……………午前 9 時から午後 5 時	
	学校長期休業日等…午前 8 時から午後 6 時	
延長利用分	平日……………午後 6 時から午後 7 時 15 分	1,000 円
	学校長期休業日等…午後 6 時から午後 7 時 15 分	

図表 22 減免制度

対象世帯	減免内容 (基本利用分のみ)	減免割合*	
・生活保護受給世帯 ・世帯収入半減世帯	・市民税非課税世帯 ・被災（全壊）世帯	全額免除	5.4%
・市民税課税であって所得税非課税世帯 ・被災（半壊）世帯		半額免除	0.6%

\*令和4年3月時点の登録児童数に占める減免適用児童数の割合

図表 23 保護者負担金歳入及び保護者負担割合等の推移

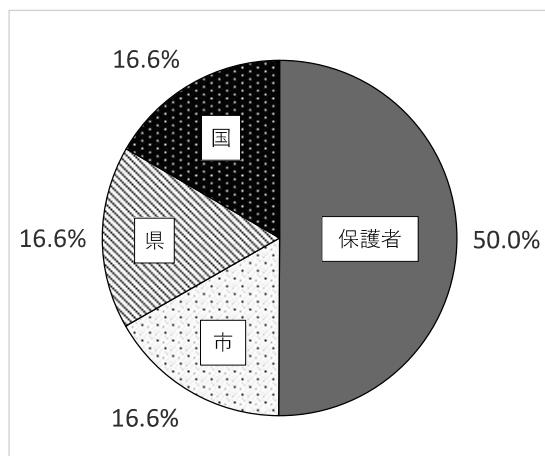
	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	平均
児童クラブ 登録児童数 <sup>※1</sup>	10,156 人	10,982 人	11,777 人	12,329 人	12,649 人	11,579 人
児童クラブに係る 基本的な運営経費	2,426,468 千円	2,617,614 千円	2,732,994 千円	2,908,964 千円	2,960,967 千円	2,729,401 千円
保護者負担金歳入 <sup>※2</sup>	382,297 千円	416,387 千円	437,344 千円	471,318 千円	482,175 千円	437,904 千円
保護者負担割合	15.8%	15.9%	16.0%	16.2%	16.3%	16.0%

※1 各年度の平均登録児童数

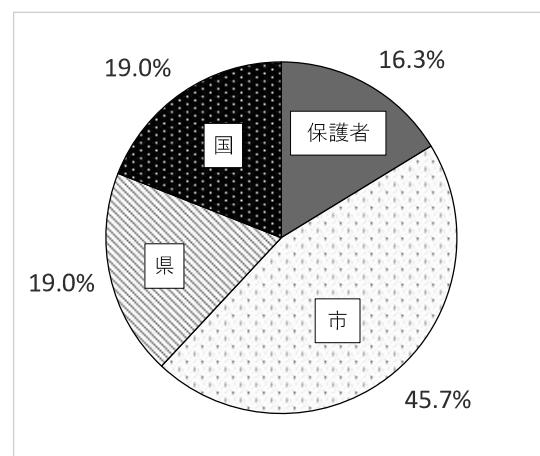
※2 令和2、3年度は新型コロナウイルス感染防止による減額分（利用回数に応じた減額措置）を含む

図表 24 基本的な運営経費における負担割合の国の考え方及び仙台市の状況(令和3年度)

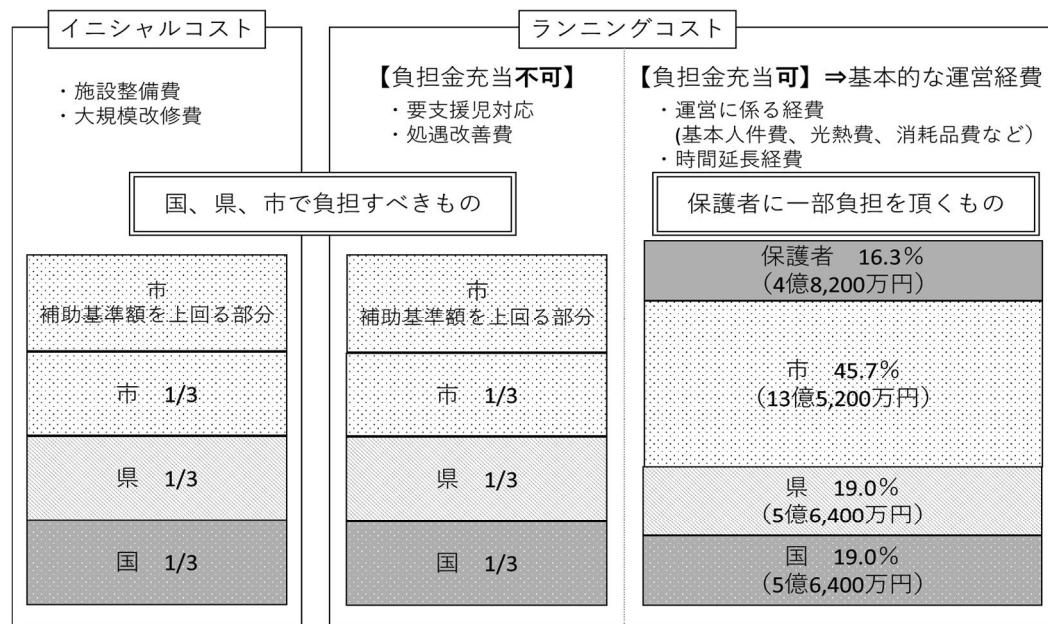
【国の考え方】



【仙台市の状況】



図表 25 経費区分の考え方及び現状



#### 今後の方針

- ・今後協議。

#### (4) 指定管理者の公募化の促進

##### 課題分析

- ・仙台市の児童館事業においては、平成 16 年度に指定管理者制度を導入し、平成 17 年度以降に新築した児童館は公募により指定管理者を選定している。それ以前より設置している児童館は、施設の役割や扱い手となる事業者の状況等を踏まえ、非公募での選定を行っており、施設改築時に公募化する方針としている。(図表 26)

図表 26 児童館の公募状況（令和 5 年 5 月 1 日時点）

	児童館・児童センター	マイスクール児童館	コミュニティ児童館	計
	指定管理者制度	業務委託契約		
公募	35	6	-	41
非公募	63	6	2	71

#### 今後の方針

- ・市民サービスの向上と施設運営の効率化を図るために、児童館改築の場合を中心に非公募から公募へ移行し、施設ごとに最も適切な運営主体を選定する。

## 4 社会の変化に対応した施設計画

### (1) 小学校改築に合わせた合築化

#### 課題分析

- ・仙台市では、児童館の新設、更新に当たっては、小学校敷地の利用を基本とし、これが困難な場合は、市民センターやコミュニティ・センターとの併設等により整備を行っている。
- ・しかしながら、児童館整備開始当初は、整備推進のため、市民センターや他の社会福祉施設等との合築、単独設置など多様な設置形態で整備を行っており、現在でも小学校外に設置されている児童館が多く存在する。
- ・また、児童館の中には小学校から徒歩 10 分以上かかったり、登館時に通行量の多い車道を横断したりする必要のある児童館がある。
- ・児童クラブ利用児童の保護者、小学生(児童クラブ利用児童以外の児童)の保護者が、児童館の立地に関してもっともよいと思うものについては、「小学校と併設または敷地内」が最も多く、次いで「小学校周辺(児童館単独)」となっており、児童館の小学校内への設置を望んでいることがうかがえる。(参考資料 2 p.27、p.50)

#### 今後の方針

- ・小学校外に設置されている児童館については、児童の安全・安心の観点から、当該学区の小学校が改築される際には合築化を検討する。
- ・具体的には、児童館が小学校よりも先に改築の必要が生じる場合には、小学校敷地内への移転改築を検討し、小学校が先に改築の必要が生じる場合には、児童館の老朽度の状況のほか、学区内の児童数の推移や学校からの距離、学校敷地の状況など、該当学区ごとに個別の条件を勘案しながら、児童館合築の可否を検討していく。

### (2) 学校施設へのサテライト室設置

#### 課題分析

- ・児童館での児童クラブ事業実施に当たり、児童館本館で必要な面積が不足する場合は、サテライト室を整備することとしており、整備に当たってはこれまで学校施設等の活用を基本としつつ、困難な場合は民間賃貸物件や集会所等への整備を進めてきている。
- ・令和 5 年 4 月 1 日現在 96 か所のサテライト室を整備しており、そのうち約 4 割のサテライト室が小学校外に設置されている。児童館本館同様に、サテライト室の中には小学校から徒歩 10 分以上かかったり、登館時に通行量の多い車道を横断したりする必要のあるサテライト室がある。
- ・また、サテライト室は、児童館本館が図書室、遊戯室、児童クラブ室等居室が分かれているのに対し、一つの大きな空間である場合が多く、児童が生活の場、遊びの場として、安全安心に、健やかに過ごすことのできる空間設計が難しい。
- ・加えて、小学校外にあるサテライト室は、校庭や体育館がないため、体を動かす場所がないという課題も抱えている。

- ・児童クラブ利用児童の児童クラブへの要望において、「学校のグラウンドや体育館であそびたい」が34.8%と4番目に多くなっている。(参考資料2 p.8)

#### 今後の方針

- ・今後児童館本館で必要な面積が不足する場合は、学校施設の活用を基本に、児童クラブサテライト室を整備し、児童クラブを安全・安心に利用でき、可能な限り校庭や体育館を活用するなど、充実した活動を行うことができるようとする。
- ・将来児童数が減少していく際には、登録児童の約3割が利用しているサテライト室を減らすことで調整することとし、転用しやすい特別教室のタイムシェアによる活用などを中心としていく。
- ・サテライト室の設置に当たっては、児童クラブサテライト室に関するワーキンググループ※における議論の結果を踏まえ、上記の方針のほか以下の事項に留意し設置を行う。

##### ①空間の使い方の工夫・過ごし方に合わせた必要なスペースの確保

ロッカーや簡易的な衝立等により空間を工夫して分割し、落ち着いて過ごせるスペースや自主学習のスペースなど、空間ごとに役割を分け使用する。

##### ②特色ある活動内容の提供や備品等の充実

児童の意見を踏まえながら、連続性、発展性が保たれるような特色のある遊びを提供する。また、創作活動に必要な物品など活動に必要な備品等の充実を図る。

##### ③小学校等関係機関との連携強化

ともに児童を育成する機関として、校庭・体育館の活用や安全管理、設備・備品の共有等について、より一層小学校と連携を図っていく。また、児童クラブと小学校の連携の好事例を展開するなど、児童クラブ、小学校の相互理解の促進を図る。

※児童クラブサテライト室に関するワーキンググループ…飯島副議長を座長とし、管理運営団体とともに、サテライト室の現状や課題を共有し、環境改善の方向性について意見交換を行ったもの。

### (3) 小学校区単位の児童館整備

#### 課題分析

- ・仙台市ではこれまで1小学校区に1児童館の整備を進めており、令和5年10月1日現在、119学区のうち112学区に、児童館（児童クラブ室）を113館（室）※整備している。

※国見小学校区は1学区に2館

- ・概ね1小学校区に1児童館の整備が完了しているものの、7学区（上愛子小、秋保小、馬場小、野村小、実沢小、福岡小、鶴が丘小）については児童館（児童クラブ室）が設置されていない。これらの学区については、児童館や児童クラブの代替となる事業として、隣接する児童館への移動支援や放課後子ども教室、民間児童クラブ等により対応している。

- ・今後約35年で小学校児童数が3割程度減少する※ことが想定されており、児童数減少により小学校の統廃合が行われる可能性がある。

※小学校区毎の年齢（各歳）別将来推計人口（仙台市まちづくり政策局政策企画課）による  
と、2057年には小学校在籍児童数が現在の7割となる。

#### 今後の方針

- ・仙台市の児童館は、児童クラブ機能のほか、乳幼児親子など子育て家庭の支援機能、地域交流推進機能等を有しており、この児童館が小学校区毎に設置されていることが、市の強みである。そのため、引き続き小学校区単位の児童館整備を基本とし、今後も地域（小学校区）の子育て支援拠点施設としての役割を果たしていく。
- ・今後児童数減少等により小学校が統廃合される場合は、併せて児童館の統廃合を検討する。

### （4）児童推計を踏まえた児童館整備

#### 課題分析

- ・将来児童生徒推計を基に、今後5年程度の児童クラブ登録児童数を推計し、児童館・児童クラブサテライト室の整備を行っている。
- ・学区により、開発が進み児童が増加する地域と、郊外や丘陵住宅地域など児童が減少する地域が存在するが、小学校児童数の減少に伴い、地域差が拡大していく可能性があり、地域ニーズに合わせた対応が必要となっている。

#### 今後の方針

- ・中長期の学区内児童数推計を踏まえ、将来の児童数にあった規模の児童館を整備する。

### （5）計画的な改築・大規模修繕の実施

#### 課題分析

- ・仙台市では「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」に基づき「大切に長く使う」を基本方針に、建築後概ね20年毎に計画的に改修を行うこととしており、公共施設全体の老朽度や緊急度等を総合的に勘案し、大規模改修の優先順位を決定している。
- ・児童館のうち57館が築20年以上であるが、このうち42館が大規模改修未実施である。
- ・設備の故障や床・壁の劣化など、日常的な修繕については、児童の安全の観点などから優先順位をつけて、都度対応している。

#### 今後の方針

- ・「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」に基づき、概ね20年毎に児童館の大規模改修工事を行うことができるよう、今後10年間で工事実施数を拡大していく。
- ・児童の安全に関わるなど緊急性の高い修繕は早急に対応し、その他の修繕については計画的に対応していく。

## 5 子育て家庭の負担軽減、ICT 利活用 (①～③にまたがる対応方針、施策)

### (1) 長期休業期間中の注文弁当配達

#### 課題分析

- ・仙台市では、保護者会が弁当事業者と調整し、長期休業期間中の注文弁当の配達を実施している児童クラブが一部ある。
- ・全国の児童クラブのうち 22.8%※において長期休業期間中の昼食提供が行われており、仙台市においても有志の保護者から要望書が提出されるなどニーズが高く、子育て家庭の負担軽減が必要となっている。  
※長期休業中に事業所として昼食を提供している放課後児童クラブ数を把握している自治体内に所在する児童クラブに対する割合（令和 5 年 5 月 1 日時点）（放課後児童クラブにおける食事提供について（子ども家庭庁））
- ・児童クラブ利用児童の保護者が、児童クラブに優先的に改善を望む事項についても、「長期休業期間中の注文弁当の配達サービス」が 35.2% と最も多くなっており、長期休業期間中の注文弁当配達の需要が高いことがうかがえる。（参考資料 2 p.19）

#### 今後の方針

- ・長期休業期間中に注文弁当配達のモデル事業を実施し、事業化に向けた課題を把握するとともに、段階的に事業規模を拡大するなど将来的な導入に向けた検討を進める。

### (2) おやつの注文・業者配達

#### 課題分析

- ・国の「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後児童クラブにおける育成支援の内容として、「子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する」ことが示されている。
- ・仙台市においては、児童クラブごとにおやつの提供方法を決定しており、延長児童のみ各家庭よりおやつを持参するという方法が多くなっている。
- ・児童クラブ利用児童の保護者が、児童クラブ運営について必要と考えるものについて、「児童館によるおやつの手配、配布」が 22.6% と 2 番目に多くなっており、保護者がおやつの注文・業者配達を求めていることがうかがえる。（参考資料 2 p.17）

#### 今後の方針

- ・保護者が個別におやつを注文し、業者が児童クラブへ配達するモデル事業を実施し、事業化に向けた課題を把握するとともに、段階的に事業規模を拡大するなど将来的な導入に向けた検討を進める。

### (3) 入退館管理、保護者連絡用アプリケーション導入

#### 課題分析

- ・仙台市では、市が児童の登録情報等を管理する児童クラブ登録者システムを導入している。また、児童の入退館を管理するシステムについては、一部の運営団体が独自で導入している場合がある。保護者への連絡等を行うアプリに関しては、運営団

体独自のものを含め導入の実績がない。(図表 27)

- ・児童の入退館管理や連絡帳のやり取りなど紙媒体が中心となっており、保護者・児童館双方の負担となっている。
- ・また、児童クラブ登録者システムが、市と運営団体、児童館の間でネットワーク化されていないため、個人情報を含む情報などは USB メモリ等の記憶媒体を持参することによりデータの収受を行っており、事務効率及びセキュリティ上の課題がある。

図表 27 政令指定都市のシステム導入状況（令和 4 年 4 月 1 日時点）

	市として導入	運営団体、事業者 独自に導入	導入していない
児童クラブ 登録者システム	⑫	4	4
入退館管理システム	2	⑦	11
保護者連絡アプリ	4	6	⑩

※丸囲みは、仙台市が含まれていることを示す

#### 今後の方針

- ・安全・安心な利用や、保護者・児童館の負担軽減、業務効率化を図るため、入退館管理の自動化による確実な児童の出欠管理や、入退館情報の保護者への通知などを行う入退館管理システムと、保護者と児童館との登館スケジュールの共有や諸連絡をデジタル化する、保護者連絡アプリケーションを導入する。